

令和3年第3回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(11月25日提案分)

総務局

## 目 次

	ページ
1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表……………	1
2 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例関連の新旧対照表……………	6
3 神奈川県行政機関設置条例 新旧対照表 ……………	11
4 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 新旧対照表……………	12
5 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例関連 の新旧対照表 ……………	13
6 収入証紙に関する条例 新旧対照表 ……………	19
7 神奈川県手数料条例 新旧対照表 ……………	21

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年神奈川県条例第71号）新旧対照表

改正			現行		
別表第1（第1条関係）			別表第1（第1条関係）		
執行機関	事務		執行機関	事務	
1・2 (略)	(略)		1・2 (略)	(略)	
3 知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、安定した職業に就いたことその他の事由により保護を必要としなくなった者に対する給付金若しくは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者等であって教育訓練施設に確実に入学すると見込まれるものに対する給付金の支給、 <u>被保護者健康管理支援事業の実施</u> 、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		3 知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、安定した職業に就いたことその他の事由により保護を必要としなくなった者に対する給付金若しくは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者等であって教育訓練施設に確実に入学すると見込まれるものに対する給付金の支給_____、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
4 (略)	(略)		4 (略)	(略)	
5 知事	私立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等（就学支援金法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。9の項、別表第2の16の2の項及び別表第3の9の項において同じ。）に対する授業料以外の教育に必要な経費に係る給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの		5 知事	私立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等（就学支援金法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。9の項_____において同じ。）に対する授業料以外の教育に必要な経費に係る給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
6～9 (略)	(略)		6～9 (略)	(略)	
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1 知事	法別表第1の15の項の下欄に掲げる事務	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、安定した職業に就いたことその他の事由により保護を必要としなくなった者に対する給付金若しくは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者等であって教育訓練施設に確実に入学すると見込まれるものに対する給付金の支給、	1 知事	法別表第1の15の項の下欄に掲げる事務	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、安定した職業に就いたことその他の事由により保護を必要としなくなった者に対する給付金若しくは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者等であって教育訓練施設に確実に入学すると見込まれるものに対する給付金の支給_____

改 正			現 行		
		被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する情報であって規則で定めるもの			_____、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
2～11 (略)	(略)	(略)	2～11 (略)	(略)	(略)
11の2 知事	法別表第2の113の項の第2欄に掲げる事務	生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの	(新規)		
11の3 知事	法別表第2の120の項の第2欄に掲げる事務	生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの	11の2 知事	法別表第2の120の項の第2欄に掲げる事務	生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの
12・13 (略)	(略)	(略)	12・13 (略)	(略)	(略)
14 知事	別表第1の3の項の右欄に掲げる事務	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する情報であって規則で定めるもの	14 知事	別表第1の3の項の右欄に掲げる事務	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給_____
					____、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
15 知事	生活に困窮する外国人に係る保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	1～5 (略)	15 知事	生活に困窮する外国人に係る保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	1～5 (略)
		6 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの			(新規)
		7～12 (略)			6～11 (略)
16 知事	私立の高等学校等の設置者に対し	1 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備	16 知事	私立の高等学校等の設置者に対し	就学支援金法による高等学校等就学支援金の支給に関する情報であって規

改 正			現 行		
	る入学金又は授業料の減免額に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	<u>備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護法による保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u> 2 <u>就学支援金法による高等学校等就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> 3 <u>生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの</u>		る入学金又は授業料の減免額に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	則で定めるもの
16の2 知事	私立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等に対する授業料以外の教育に必要な経費に係る給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	1 <u>生活保護法による保護関係情報であって規則で定めるもの</u> 2 <u>生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの</u>	(新規)		
17～20 (略)	(略)	(略)	17～20 (略)	(略)	(略)

別表第3（第4条関係）

情報照会 執行機関	事 務	情報提供 執行機関	特 定 個 人 情 報
1～4 (略)	(略)	(略)	(略)
5 教育 委員会	法別表第2の113の項の第2欄に掲げる事務	知事	1 <u>生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの</u> 2 <u>生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する情報であ</u>

別表第3（第4条関係）

情報照会 執行機関	事 務	情報提供 執行機関	特 定 個 人 情 報
1～4 (略)	(略)	(略)	(略)
(新規)			

改 正				現 行			
			<u>って規則で定めるもの</u>				
6 教育 委員会	県立学校 等の授業料 等の徴収 に関する 条例によ る授業料 又は受講 料の減免 に関する 事務であ って規則 で定める もの	知事	1 <u>生活保護法に よる保護の実施 に関する情報で あって規則で定 めるもの</u> 2 <u>生活に困窮す る外国人に対す る保護の実施に 関する情報であ って規則で定め るもの</u>	(新規)			
7 (略)	(略)	(略)	(略)	5 (略)	(略)	(略)	(略)
8 教育 委員会	高等学校 等を退学 し、県立 の高等学 校等に入 学した生 徒又は学 生に対す る就学支 援金法に よる高等 学校等就 学支援金 の額に相 当する額 の支給に 関する事 務であっ て規則で 定めるも の	知事	1 <u>生活保護法に よる保護の実施 に関する情報で あって規則で定 めるもの</u> 2 <u>生活に困窮す る外国人に対す る保護の実施に 関する情報であ って規則で定め るもの</u>	(新規)			
9 教育 委員会	国公立の 高等学校 等に在学 する生徒 又は学生	知事	1 <u>生活保護法に よる保護の実施 に関する情報で あって規則で定 めるもの</u>	(新規)			

改 正		現 行			
<u>の保護者</u> <u>等に対す</u> <u>る授業料</u> <u>以外の教</u> <u>育に必要</u> <u>な経費に</u> <u>係る給付</u> <u>金の支給</u> <u>に関する</u> <u>事務であ</u> <u>って規則</u> <u>で定める</u> <u>もの</u>	<u>2 生活に困窮す</u> <u>る外国人に対す</u> <u>る保護の実施に</u> <u>関する情報であ</u> <u>って規則で定め</u> <u>るもの</u>				

2 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例関連の新旧対照表

知事及び副知事の給与等に関する条例（昭和28年神奈川県条例第8号）新旧対照表

<第1条関係>

改 正	現 行
<p>第3条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期满了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の157.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の94.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の47.25</u></p>	<p>第3条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期满了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の167.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の100.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の50.25</u></p>

<第2条関係>

改 正	現 行
<p>第3条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期满了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の162.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の97.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の48.75</u></p>	<p>第3条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期满了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の157.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の94.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の47.25</u></p>



教育長の給与等に関する条例（昭和24年神奈川県条例第42号）新旧対照表

<第3条関係>

改 正	現 行
<p>第3条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の157.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の94.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の47.25</u></p>	<p>第3条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の167.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の100.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の50.25</u></p>

<第4条関係>

改 正	現 行
<p>第1条・第2条（略）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の162.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の97.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の48.75</u></p>	<p>第1条・第2条（略）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の157.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の94.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の47.25</u></p>

監査委員の給与等に関する条例（昭和26年神奈川県条例第8号）新旧対照表

<第5条関係>

改 正	現 行
<p>第6条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期满了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の157.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の94.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の47.25</u></p>	<p>第6条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期满了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の167.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の100.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の50.25</u></p>

<第6条関係>

改 正	現 行
<p>第6条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期满了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の162.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の97.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の48.75</u></p>	<p>第6条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期满了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の157.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の94.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の47.25</u></p>

公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第51号）新旧対照表

<第7条関係>

改 正	現 行
<p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（企業職員の期末手当に係る職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）第15条第5項の規定に相当する規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の157.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の94.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の47.25</u></p>	<p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（企業職員の期末手当に係る職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）第15条第5項の規定に相当する規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の167.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の100.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の50.25</u></p>

<第8条関係>

改 正	現 行
<p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（企業職員の期末手当に係る職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）第15条第5項の規定に相当する規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の162.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の97.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の48.75</u></p>	<p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（企業職員の期末手当に係る職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）第15条第5項の規定に相当する規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の157.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の94.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の47.25</u></p>

特別職の秘書の職の指定等に関する条例（平成20年神奈川県条例第5号）新旧対照表

<第9条関係>

改 正	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の157.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の94.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の47.25</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の167.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の100.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の50.25</u></p>

<第10条関係>

改 正	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の162.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の97.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の48.75</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の157.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の94.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の47.25</u></p>

3 神奈川県行政機関設置条例（昭和31年神奈川県条例第31号）新旧対照表

改 正			現 行		
(児童相談所) 第9条 (略) 2 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			(児童相談所) 第9条 (略) 2 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
(略)			(略)		
神奈川県厚木 児童相談所	<u>厚木市水引2 丁目11番7号</u>	厚木市、海老 名市、座間 市、愛甲郡	神奈川県厚木 児童相談所	<u>厚木市水引2 丁目3番1号</u>	厚木市、海老 名市、座間 市、愛甲郡
(略)			(略)		

4 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年神奈川県条例第41号）新旧対照表

〈第1条関係〉

改 正	現 行
<p>第7条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に同項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の207.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の124.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の62.25</u></p>	<p>第7条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に同項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の222.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の133.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の66.75</u></p>

〈第2条関係〉

改 正	現 行
<p>第7条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に同項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の215</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の129</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の64.5</u></p>	<p>第7条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に同項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の207.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の124.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の62.25</u></p>

5 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例関連の新旧対照表

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）新旧対照表  
 〈第1条関係〉

改 正	現 行
第1条～第14条の3（略） （期末手当） 第15条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の112.5</u> を乗じて得た額（行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（人事委員会規則で定める職員に限る。第16条において「特定幹部職員」という。）にあつては <u>100分の92.5</u> を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）（略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の112.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」と、「 <u>100分の92.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の52.5</u> 」とする。 4～6（略） 第15条の2～第22条（略）	第1条～第14条の3（略） （期末手当） 第15条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額（行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（人事委員会規則で定める職員に限る。第16条において「特定幹部職員」という。）にあつては <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）（略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。 4～6（略） 第15条の2～第22条（略）

〈第2条関係〉

改 正	現 行
第1条～第14条の3（略） （期末手当） 第15条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の120</u> を乗じて得た額（行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（人事委員会規則で定める職員に限る。第16条において「特定幹部職員」という。）にあつては <u>100分の100</u> を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	第1条～第14条の3（略） （期末手当） 第15条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の112.5</u> を乗じて得た額（行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（人事委員会規則で定める職員に限る。第16条において「特定幹部職員」という。）にあつては <u>100分の92.5</u> を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

改 正	現 行
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の67.5</u> 」と、「 <u>100分の100</u> を」とあるのは「 <u>100分の57.5</u> を」とする。	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の112.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」と、「 <u>100分の92.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の52.5</u> 」とする。
4～6 (略)	4～6 (略)
第15条の2～第22条 (略)	第15条の2～第22条 (略)

学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）新旧対照表  
 〈第3条関係〉

改 正	現 行
第1条～第18条の3 (略) (期末手当) 第19条 (略)	第1条～第18条の3 (略) (期末手当) 第19条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の112.5</u> を乗じて得た額（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（第20条において「特定幹部職員」という。）にあつては <u>100分の92.5</u> を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（第20条において「特定幹部職員」という。）にあつては <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の112.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」と、「 <u>100分の92.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の52.5</u> 」とする。	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。
4～6 (略)	4～6 (略)
第19条の2～第29条 (略)	第19条の2～第29条 (略)

〈第4条関係〉

改 正	現 行
第1条～第18条の3 (略) (期末手当) 第19条 (略)	第1条～第18条の3 (略) (期末手当) 第19条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の120</u> を乗じて得た額（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（第20条において「特定幹部職員」という。）にあつては <u>100分の100</u> を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の112.5</u> を乗じて得た額（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（第20条において「特定幹部職員」という。）にあつては <u>100分の92.5</u> を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる



改 正	現 行
<p>区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>を」とあるのは「<u>100分の57.5</u>を」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第19条の2～第29条 (略)</p>	<p>区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第19条の2～第29条 (略)</p>

任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号）新旧対照表  
〈第5条関係〉

改 正	現 行
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項及び給与条例第14条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、同条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項及び給与条例第14条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、同条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>第7条 (略)</p>

〈第6条関係〉

改 正	現 行
<p>第1条～第5条 (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項及び給与条例第14条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、同条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>第1条～第5条 (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項及び給与条例第14条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、同条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>第7条 (略)</p>

任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号）新旧対照表

〈第7条関係〉

改 正	現 行
<p>第1条～第7条 (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定並びに学校職員給与条例第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項並びに第27条の規定の適用については、給与条例第</p>	<p>第1条～第7条 (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定並びに学校職員給与条例第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項並びに第27条の規定の適用については、給与条例第</p>

改 正	現 行
<p>14条の2第1項及び学校職員給与条例第18条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の2第2項及び第14条の3並びに学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項及び学校職員給与条例第19条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項及び学校職員給与条例第27条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、給与条例第21条第2項及び学校職員給与条例第27条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付職員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>14条の2第1項及び学校職員給与条例第18条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の2第2項及び第14条の3並びに学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項及び学校職員給与条例第19条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項及び学校職員給与条例第27条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、給与条例第21条第2項及び学校職員給与条例第27条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付職員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第9条 (略)</p>

〈第8条関係〉

改 正	現 行
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定並びに学校職員給与条例第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項並びに第27条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項及び学校職員給与条例第18条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員の採用等に関する条例</p>	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定並びに学校職員給与条例第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項並びに第27条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項及び学校職員給与条例第18条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員の採用等に関する条例</p>

改 正	現 行
<p>(平成15年神奈川県条例第4号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の2第2項及び第14条の3並びに学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項及び学校職員給与条例第19条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項及び学校職員給与条例第27条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、給与条例第21条第2項及び学校職員給与条例第27条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付職員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>3・4 (略) 第9条 (略)</p>	<p>(平成15年神奈川県条例第4号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の2第2項及び第14条の3並びに学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項及び学校職員給与条例第19条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項及び学校職員給与条例第27条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、給与条例第21条第2項及び学校職員給与条例第27条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付職員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>3・4 (略) 第9条 (略)</p>

6 収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）新旧対照表

改 正		現 行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1 （略）		1 （略）	
2 手数料		2 手数料	
名称	根拠規定	名称	根拠規定
1 （略）		1 （略）	
<u>（削除）</u>		2 <u>納税証明書交付手数料</u>	神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）第8条第2項
2～20 （略）		3～21 （略）	
21 （略） <u>（削除）</u>	神奈川県手数料条例第2条	22 （略） <u>住宅性能評価を行った住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料</u> （略） <u>住宅性能評価を行った住宅に係る長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料</u> <u>譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</u> <u>認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料</u> （略）	神奈川県手数料条例第2条
22～28 （略）		23～29 （略）	
29 （略） <u>銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料</u>	神奈川県手数料条例第2条	30 （略） <u>銃砲又は刀剣類の所持許可申請手数料</u>	神奈川県手数料条例第2条

改 正		現 行	
<p>(略)</p> <p><u>猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習手数料</u></p> <p><u>クロスボウの取扱いに関する講習手数料</u></p> <p>(略)</p> <p><u>国際競技参加外国人に係る銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料</u></p> <p><u>銃砲等又は刀剣類の所持許可証書換え手数料</u></p> <p><u>銃砲等又は刀剣類の所持許可証再交付手数料</u></p> <p><u>猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可更新申請手数料</u></p> <p>(略)</p> <p><u>年少射撃資格認定のための講習手数料</u></p> <p><u>クロスボウ射撃資格認定申請手数料</u></p> <p>(略)</p>		<p>(略)</p> <p><u>猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習手数料</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>国際競技参加外国人に係る銃砲又は刀剣類の所持許可申請手数料</u></p> <p><u>銃砲又は刀剣類の所持許可証書換え手数料</u></p> <p><u>銃砲又は刀剣類の所持許可証再交付手数料</u></p> <p><u>猟銃又は空気銃の所持許可更新申請手数料</u></p> <p>(略)</p> <p><u>年少射撃資格認定のための講習手数料</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>	
<u>30</u> ～ <u>32</u> (略)		<u>31</u> ～ <u>33</u> (略)	

7 神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）新旧対照表

改正			現行		
別表（第2条関係） 1～7（略） 8 県土整備局関係			別表（第2条関係） 1～7（略） 8 県土整備局関係		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～41の3（略）			1～41の3（略）		
42 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項及び44の項に該当する場合を除く。）	（略）	(1)（略） (2) 共同住宅等を新築する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額  ア・イ（略） ウ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 34万円 エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 60万円 オ～ク（略） (3)（略） (4) 共同住宅等を増築し、又は改築する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額  ア・イ（略） ウ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 51万円	42 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項から44の項までに該当する場合を除く。）	（略）	(1)（略） (2) 共同住宅等を新築する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、当該共同住宅等に係る計画の認定について同時に申請された住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額） ア・イ（略） ウ 総戸数が10戸を超え30戸以内の共同住宅等 34万円 エ 総戸数が30戸を超え50戸以内の共同住宅等 60万円 オ～ク（略） (3)（略） (4) 共同住宅等を増築し、又は改築する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、当該共同住宅等に係る計画の認定について同時に申請された住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額） ア・イ（略） ウ 総戸数が10戸を超え30戸以内の共同住宅等 51万円

改 正			現 行		
		エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 91万円 オ～ク (略)			エ 総戸数が30戸を超え50戸以内の共同住宅等 91万円 オ～ク (略)
43 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(同法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査(次項に該当する場合を除く。)	(略)	(1) 一戸建ての住宅を新築する場合 8,000円 (2) 共同住宅等を新築する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額  ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等 1万5,000円 イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 2万6,000円 ウ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 4万1,000円 エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 7万1,000円 オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 12万円 カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 19万円 キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 24万円 ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等 26万円	43 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(同法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査(44の項に該当する場合を除く。)	(略)	(1) 一戸建ての住宅を新築する場合 6,000円 (2) 共同住宅等を新築する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、当該共同住宅等に係る計画の認定について同時に申請された住戸の数の合計数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)  ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等 1万2,000円 イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 2万1,000円 ウ 総戸数が10戸を超え30戸以内の共同住宅等 3万1,000円 エ 総戸数が30戸を超え50戸以内の共同住宅等 5万8,000円 オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 9万9,000円 カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 16万円 キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 20万円 ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等 21万円



改 正		現 行	
	<p>(3) 一戸建ての住宅を増築し、又は改築する場合 1万2,000円</p> <p>(4) 共同住宅等を増築し、又は改築する場合次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額</p> <p>ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等 2万3,000円</p> <p>イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 4万円</p> <p>ウ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 6万1,000円</p> <p>エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 11万円</p> <p>オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 17万円</p> <p>カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 29万円</p> <p>キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 36万円</p> <p>ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等 40万円</p>		<p>(3) 一戸建ての住宅を増築し、又は改築する場合 9,100円</p> <p>(4) 共同住宅等を増築し、又は改築する場合次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、当該共同住宅等に係る計画の認定について同時に申請された住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）</p> <p>ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等 1万8,000円</p> <p>イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 3万2,000円</p> <p>ウ 総戸数が10戸を超え30戸以内の共同住宅等 4万6,000円</p> <p>エ 総戸数が30戸を超え50戸以内の共同住宅等 8万7,000円</p> <p>オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 15万円</p> <p>カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 25万円</p> <p>キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 30万円</p> <p>ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等 32万円</p>
(削除)		43の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法	住宅性能評価を行った住宅 (1) 一戸建ての住宅の場合 1万5,000円 (2) 共同住宅等の場合

改 正			現 行		
			<p>律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価（以下「住宅性能評価」という。）を行った住宅（当該住宅の構造方法に係る構造計算を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第81条第2項第1号ロに規定する限界耐力計算により行ったものを除く。46の2の項において同じ。）に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）</p>	<p>に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、当該共同住宅等に係る計画の認定について同時に申請された住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）</p> <p>ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等 5万7,000円</p> <p>イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 9万2,000円</p> <p>ウ 総戸数が10戸を超え30戸以内の共同住宅等 17万円</p> <p>エ 総戸数が30戸を超え50戸以内の共同住宅等 30万円</p> <p>オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 45万円</p> <p>カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 83万円</p> <p>キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 110万円</p> <p>ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等 140万円</p>
44 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項（同法第8条第2項において準用	(略)	(1) 建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれない場合（(3)に掲げる場合を除く。） 次に掲げる金額を合算した金額 ア 次に掲げる建築物	44 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項（同法第8条第2項において準用	(略)	(1) 建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれない場合（(3)に掲げる場合を除く。） 次に掲げる金額を合算した金額 ア 次に掲げる建築物

改 正		現 行	
<p>する場合を含む。)の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合の長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項まで又は第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に対する審査</p>	<p>の床面積(神奈川県建築基準条例別表備考1の規定の例により算定した床面積をいう。)の区分に応じそれぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)～(サ) (略)</p> <p>イ 42の項、43の項、次項又は46の項の規定の例により算定した金額</p> <p>(2) 建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合((3)に掲げる場合を除く。)次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>ア 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合</p>	<p>する場合を含む。)の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合の長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項まで又は第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に対する審査</p>	<p>の床面積(神奈川県建築基準条例別表備考1の規定の例により算定した床面積をいう。)の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、当該申請に係る計画の認定等について同時に申請された住戸のうち建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった住戸の数の合計数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)</p> <p>(ア)～(サ) (略)</p> <p>イ 42の項、43の項、前項、次項、46の項又は46の2の項の規定の例により算定した金額</p> <p>(2) 建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合((3)に掲げる場合を除く。)次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>ア 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、当該申請に係る計画の認定等について同時に申請された住戸のうち建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった住戸の数の合計数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合</p>

改 正			現 行		
		<p>性判定を要する建築物が含まれる場合（当該建築物について、既に指定構造計算適合性判定機関により同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合を除く。）次に掲げる金額を合算した金額ア 次に掲げる一の建築物（これらの構造計算適合性判定を要しない建築物を除く。）の床面積（神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例による改正前の神奈川県建築基準条例別表備考2の規定の例により算定した床面積をいう。）の区分に応じそれぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)～(オ) (略) イ (略)</p>			<p>性判定を要する建築物が含まれる場合（当該建築物について、既に指定構造計算適合性判定機関により同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合を除く。）次に掲げる金額を合算した金額ア 次に掲げる一の建築物（これらの構造計算適合性判定を要しない建築物を除く。）の床面積（神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例による改正前の神奈川県建築基準条例別表備考2の規定の例により算定した床面積をいう。）の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、当該申請に係る計画の認定等について同時に申請された住戸のうち建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）</p> <p>(ア)～(オ) (略) イ (略)</p>
45 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対す	(略)	<p>(1) (略) (2) 共同住宅等の新築に係る計画を変更する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額</p>	45 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対す	(略)	<p>(1) (略) (2) 共同住宅等の新築に係る計画を変更する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、当該共同住宅等の住戸のうち既に計画の認定を受けた住戸の数の合計数で除して得た金額（その金</p>

改 正		現 行	
る審査(前項及び次項に該当する場合を除く。)	ア・イ (略)	る審査(前項、次項及び46の2の項に該当する場合を除く。)	額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	ウ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 17万円	ウ 総戸数が10戸を超え30戸以内の共同住宅等 17万円	ア・イ (略)
	エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 30万円	エ 総戸数が30戸を超え50戸以内の共同住宅等 30万円	ウ 総戸数が10戸を超え30戸以内の共同住宅等 17万円
	オ～ク (略)	オ～ク (略)	エ 総戸数が30戸を超え50戸以内の共同住宅等 30万円
	(3) (略)	(3) (略)	オ～ク (略)
	(4) 共同住宅等の増築又は改築に係る計画を変更する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額	(4) 共同住宅等の増築又は改築に係る計画を変更する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、 <u>当該共同住宅等の住戸のうち既に計画の認定を受けた住戸の数の合計数で除して得た金額</u> (その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)	(4) 共同住宅等の増築又は改築に係る計画を変更する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、 <u>当該共同住宅等の住戸のうち既に計画の認定を受けた住戸の数の合計数で除して得た金額</u> (その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	ア・イ (略)	ア・イ (略)	ア・イ (略)
	ウ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 25万5,000円	ウ 総戸数が10戸を超え30戸以内の共同住宅等 25万5,000円	ウ 総戸数が10戸を超え30戸以内の共同住宅等 25万5,000円
	エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 45万5,000円	エ 総戸数が30戸を超え50戸以内の共同住宅等 45万5,000円	エ 総戸数が30戸を超え50戸以内の共同住宅等 45万5,000円
	オ～ク (略)	オ～ク (略)	オ～ク (略)
46 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査(変更部分につ	(略)	46 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査(変更部分につ	(略)
	(1) 一戸建ての住宅の新築に係る計画を変更する場合 4,000円	(1) 一戸建ての住宅の新築に係る計画を変更する場合 3,000円	(1) 一戸建ての住宅の新築に係る計画を変更する場合 3,000円
	(2) 共同住宅等の新築に係る計画を変更する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額	(2) 共同住宅等の新築に係る計画を変更する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、 <u>当該共同住宅等の住戸のうち既に計画の認定を受けた住戸の数の合計数で除</u>	(2) 共同住宅等の新築に係る計画を変更する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、 <u>当該共同住宅等の住戸のうち既に計画の認定を受けた住戸の数の合計数で除</u>

改 正		現 行	
<p>いて同法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものに限り、44の項に該当する場合を除く。)</p>	ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等 7,500円	ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等 6,000円	
	イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 1万3,000円	イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 1万500円	
	ウ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 2万500円	ウ 総戸数が10戸を超え30戸以内の共同住宅等 1万5,500円	
	エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 3万5,500円	エ 総戸数が30戸を超え50戸以内の共同住宅等 2万9,000円	
	オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 6万円	オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 4万9,500円	
	カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 9万5,000円	カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 8万円	
	キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 12万円	キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 10万円	
	ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等 13万円	ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等 10万5,000円	
	(3) 一戸建ての住宅の増築又は改築に係る計画を変更する場合 6,000円	(3) 一戸建ての住宅の増築又は改築に係る計画を変更する場合 4,550円	
	(4) 共同住宅等の増築又は改築に係る計画を変更する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額	(4) 共同住宅等の増築又は改築に係る計画を変更する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、当該共同住宅等の住戸のうち既に計画の認定を受けた住戸の数の合計数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、こ	

改 正		現 行	
	<p>ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等 1万1,500円</p> <p>イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 2万円</p> <p>ウ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 3万500円</p> <p>エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 5万5,000円</p> <p>オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 8万5,000円</p> <p>カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 14万5,000円</p> <p>キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 18万円</p> <p>ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等 20万円</p>		<p>れを切り捨てた金額)</p> <p>ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等 9,000円</p> <p>イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 1万6,000円</p> <p>ウ 総戸数が10戸を超え30戸以内の共同住宅等 2万3,000円</p> <p>エ 総戸数が30戸を超え50戸以内の共同住宅等 4万3,500円</p> <p>オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 7万5,000円</p> <p>カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 12万5,000円</p> <p>キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 15万円</p> <p>ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等 16万円</p>
(削除)		<p>46の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査(住宅性能評価(変更後の当該計画に係る住宅についての住宅性能評価を含む。))を行</p>	<p>住宅性能評価を行った住宅に係る長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料</p> <p>(1) 一戸建ての住宅の場合 7,500円</p> <p>(2) 共同住宅等の場合に次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、当該共同住宅等の住戸のうち既に計画の認定を受けた住戸の数の合計数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)</p> <p>ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等 2万8,500円</p> <p>イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住</p>

改 正			現 行		
			った住宅に係るものに限り、44の項に該当する場合を除く。)		宅等 4万6,000円 ウ 総戸数が10戸を超え30戸以内の共同住宅等 8万5,000円 エ 総戸数が30戸を超え50戸以内の共同住宅等 15万円 オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 22万5,000円 カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 41万5,000円 キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 55万円 ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等 70万円
47 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項又は第3項の規定による同法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	2,100円	47 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定による同法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	2,100円
48 (略)			48 (略)		
48の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく認定長期優良住宅建築	認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積	16万円	(新設)		



改 正			現 行		
等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例の許可の申請に対する審査	率の特例許可申請手数料				
49～66 (略)			49～66 (略)		
9 (略)			9 (略)		
10 公安委員会関係			10 公安委員会関係		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～11 (略)			1～11 (略)		
12 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定に基づく銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査	銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料	(1) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づく銃砲等又は空気銃の所持の許可の申請に係る審査 6,800円 (当該申請を行う者が本県において同時に他の同号の規定に基づく銃砲等又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく銃砲等又は空気銃の所持の許可の申請に係る審査にあっては、4,300円) (2) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査 6,800円 (当該申請を行う者が本県において同時に他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に	12 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定に基づく銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査	銃砲又は刀剣類の所持許可申請手数料	(1) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づく許可の申請に係る審査 6,800円 (当該申請を行う者が本県において同時に他の同号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、4,300円)  (新設)

改 正			現 行		
		<u>基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査にあつては、4,300円)</u> (3) (略)			(2) (略)
12の2 (略)			12の2 (略)		
13 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催	猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会 手数料	(1) 現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者及び同法第5条の2第3項第2号又は第3号に掲げる者に対する講習会 3,000円 (2) (略)	13 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催	猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会 手数料	(1) 現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者及び同法第5条の2第3項第2号に掲げる者に対する講習会 3,000円 (2) (略)
13の2 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会の開催	クロスボウの取扱いに関する講習会 手数料	(1) 現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対する講習会 3,000円 (2) その他の者に対する講習会 6,900円	(新設)		
14・14の2 (略)			14・14の2 (略)		
15 銃砲刀剣類所持等取締法第6条第1項の規定に基づく国際競技に参加する外国人の銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査	国際競技参加外国人に係る銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料	3,900円 (当該申請を行う者が本県において同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第6条第1項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあつては、1,800円)	15 銃砲刀剣類所持等取締法第6条第1項の規定に基づく国際競技に参加する外国人の銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査	国際競技参加外国人に係る銃砲又は刀剣類の所持許可申請手数料	3,900円 (当該申請を行う者が本県において同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第6条第1項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあつては、1,800円)
16 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項の規定に基づく許可証の書換え	銃砲等又は刀剣類の所持許可証の書換え 手数料	1,800円	16 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項の規定に基づく許可証の書換え	銃砲又は刀剣類の所持許可証の書換え 手数料	1,800円

改 正			現 行		
17 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項の規定に基づく許可証の再交付	銃砲等又は刀剣類の所持許可証再交付手数料	1,900円	17 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項の規定に基づく許可証の再交付	銃砲又は刀剣類の所持許可証再交付手数料	1,900円
18 銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第2項の規定に基づく同法第4条第1項第1号の規定による銃銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新の申請に対する審査	<p>(1) 新たな許可証の交付を伴う銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づく銃銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査 7,200円 (当該申請を行う者が本県において同時に他の同項の規定に基づく銃銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく銃銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が本県において同時に同法第4条第1項第1号の規定に基づく銃銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定に基づく銃銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,800円)</p> <p>(2) 新たな許可証の交付を伴う銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査 7,200円 (当該申請を行う者が本県において同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合にお</p>	<p>(1) 新たな許可証の交付を伴う銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づく銃銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査 7,200円 (当該申請を行う者が本県において同時に他の同項の規定に基づく銃銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく銃銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が本県において同時に同法第4条第1項第1号の規定に基づく銃銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定に基づく銃銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,800円)</p> <p>(2) 新たな許可証の交付を伴う銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査 7,200円 (当該申請を行う者が本県において同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合にお</p>	18 銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第2項の規定に基づく同法第4条第1項第1号の規定による銃銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に対する審査	銃銃又は空気銃の所持の更新申請手数料	<p>(1) 新たな許可証の交付を伴う場合 7,200円 (当該申請を行う者が本県において同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づく許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が本県において同時に同法第4条第1項第1号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,800円)</p> <p>(新設)</p>

改 正		現 行	
	<p><u>ける当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が本県において同時に同法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,800円)</u></p> <p>(3) <u>新たな許可証の交付を伴わない銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査</u></p> <p style="text-align: right;">6,800円</p> <p>(当該申請を行う者が本県において同時に他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が本県において同時に同法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,400円)</p> <p>(4) <u>新たな許可証の交付を伴わない銃砲刀剣類所持等取締法第</u></p>		<p>(2) <u>新たな許可証の交付を伴わない場合</u></p> <p style="text-align: right;">6,800円</p> <p>(当該申請を行う者が本県において同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づく許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が本県において同時に同法第4条第1項第1号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,400円)</p> <p>(新設)</p>

改 正			現 行		
		<u>7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査</u> 6,800円 (当該申請を行う者が本県において同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が本県において同時に同法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,400円)			
19～20の5 (略)			19～20の5 (略)		
20の6	銃砲 刀剣類所持 等取締法第 9条の16第 1項の規定 に基づく射 撃練習を行 う資格の認 定の申請に 対する審査	クロス ボウ射 撃資格 認定申 請手数 料 (当該申請を行う者が本県において同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第1項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に係る審査にあつては、5,600円)	(新設)		
21～39 (略)			21～39 (略)		
11 (略)			11 (略)		